労働者の責に帰すべき事由により、その労働者を「解雇予告期間を設けずに、解雇予告手当も支払わない形で解雇」したい場合に、所轄の労働基準監督署へ「解雇予告除外認定申請書」（２部）を提出し、認定を受ける必要があります。

こうしたケースが生じた場合には、まず第一に（解雇を言い渡す前に）、所轄の労働基準監督署へ「当該労働者が解雇予告除外認定の対象となるか」どうか問い合わせをし、必要な書類や手続きなどを確認して下さい。

**様式第3号（第7条関係）**

**解雇予告除外認定申請書**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業の名称 | | | 事業の所在地 |
|  |  | | |  |
| 労働者の氏名 | 性別 | 雇入年月日 | 業務の種類 | 労働者の責に帰すべき事由 |
|  | 男  女 | 年　　月　　日 |  |  |
|  | 男  女 | 年　　月　　日 |  |  |
|  | 男  女 | 年　　月　　日 |  |  |
|  | 男  女 | 年　　月　　日 |  |  |
|  | 男  女 | 年　　月　　日 |  |  |

　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 使用者 | 職名 |
| 氏名 |

　　　　労働基準監督署長　殿

記入例

**様式第3号（第7条関係）**

**解雇予告除外認定申請書**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業の名称 | | | 事業の所在地 |
| ゴム製品製造業 | ヒューマンテラスゴム株式会社 | | | 東京都港区南青山３丁目－○－○  電話　03（××××）××××番 |
| 労働者の氏名 | 性別 | 雇入年月日 | 業務の種類 | 労働者の責に帰すべき事由 |
| ××　×× | 女 | 平成１９年１２月１日 | 営業 | 平成２２年１１月１日に売上金を着服したことが発覚し、即日事実確認をおこなったところ、本人が別紙のとおり売上金を着服した事実を認めた。平成２２年１１月２日に懲戒委員会を開催し、懲戒解雇処分とすることが決まったもの。 |
|  | 男  女 | 年　　月　　日 |  |  |
|  | 男  女 | 年　　月　　日 |  |  |
|  | 男  女 | 年　　月　　日 |  |  |
|  | 男  女 | 年　　月　　日 |  |  |

平成２２年１１月３日

|  |  |
| --- | --- |
| 使用者 | 職名　　代表取締役 |
| 氏名　　飛万　照寿 |

　三田　労働基準監督署長　殿